

2 0 0 6

東京の工業

(平成 18 年工業統計調査報告)

 東京都

ま え が き

工業統計調査（経済産業省所管 指定統計第 10 号）は、我が国の製造業の実態を明らかにするために、製造業に属する事業所を対象にして、毎年 12 月 31 日現在で実施している重要な統計調査です。

平成 18 年工業統計調査は、従業者 4 人以上の事業所を対象に実施しました。

この報告書は、平成 18 年調査結果の東京都分について、主要項目を独自に集計・編集したもので、東京都のホームページにも公表しています。

収録した集計事項については、国や都道府県における産業振興施策の基礎資料をはじめとして、企業の経営指針や研究機関の経済分析などに幅広く御活用いただけるよう、内容の充実に努めております。

今後とも報告書を御活用いただくとともに、皆様の御意見、御要望をお寄せいただければ幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所の皆様をはじめ、関係団体、直接調査に携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月

東京都総務局統計部長

三田村 みどり

利 用 上 の 注 意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法(昭和22年3月26日法律第18号)に基づく指定統計第10号であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される調査である。

(3) 調査の期日

平成18年工業統計調査は、平成18年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)による「大分類F－製造業に属する事業所」のうち、製造・加工又は修理を行っている事業所を対象とする。ただし、国の事業に属する郵政、国有林野、印刷、造幣の事業所を除く。

西暦末尾0、3、5、8年については全事業所、それ以外の年には従業者4人以上の事業所を対象とした全数調査を実施している。

平成18年(2006年)は、従業者4人以上の事業所を対象に実施した。

(5) 調査の種類及び方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者(事業所の管理責任者)の自計申告により行っている。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末(付録)の工業調査票甲及び乙のとおりである。

2 統計表及び付表の項目説明

(1) 事業所数

平成18年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成18年12月31日現在の数値である。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者、臨時雇用者をいうが、従業者の合計には、臨時雇用者は含まない。

① 常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、雇用期間がア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務に携わっていない個人事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

平成18年1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成18年1年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

④ 原材料率

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額}(*1) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*2) + \text{推計消費税}(*3))} \times 100$$

(5) 製造品出荷額等

平成18年1年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む。)を、平成18年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成18年中に返品されたものを除く。)

② 製造品出荷額は、工場出荷金額によっている。ただし、次のものは、それぞれ下記の金額による。

ア 消費税及び内国消費税(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付額又は納付すべき税の合計)を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷金額

イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷金額

③ 加工賃収入額とは、平成18年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

④ その他の収入額とは、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

① 事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

② 在庫率

$$\text{在庫率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末在庫額}}{\text{生産額}(*1) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*2) + \text{推計消費税額}(*3))} \times 100$$

(7) 有形固定資産の額

平成18年1年間ににおける数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物等 …… 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

ウ 機械等 …… 機械及び装置(附属設備を含む。)

エ 備品等 …… 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

③ 建設仮勘定

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

建設仮勘定の差引増減＝増(増加額)－減(減少額)

④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の差引増減

(8) リース契約による契約額及び支払額

① リースとは賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成18年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

③ リース支払額とは、平成18年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 付加価値額(粗付加価値額)

以下の算式により算出し、表章している。

① 従業者30人以上

付加価値額 ＝ 生産額(*1)－(消費税を除く内国消費税額(*2)＋推計消費税額(*3))
－ 原材料使用額等－減価償却額

② 従業者10～29人

ア 西暦末尾0、5年

上記算式により算出している。

イ 西暦末尾0、5年以外の年(*4)

粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額(*2)＋推計消費税額(*3))
－ 原材料使用額等

③ 従業者9人以下(*5)

粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額(*2)＋推計消費税額(*3))
－ 原材料使用額等

④ 付加価値率

付加価値率 ＝ $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額(*1)－(消費税を除く内国消費税額(*2)＋推計消費税額(*3))}} \times 100$

*1 生産額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

*2 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*3 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

*4 従業者10～29人の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額については、西暦末尾0、5年のみ調査をするため、西暦末尾0、5年以外の年は製造品出荷額等を生産額とみなして付加価値額(粗付加価値額)を算出している。

*5 従業者9人以下の事業所は、製造品出荷額等を生産額とみなし、また減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。

(10) 工業用地

事業所敷地面積は、平成18年12月31日現在において、事業所が使用(賃借を含む。)している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、へい、さくなどにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

(11) 工業用水**① 淡水用水量****ア 水源別用水量**

(ア) 公共水道 都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・工業用水道 飲用に適しない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水をいう。

・上水道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道(上水道)から取水した水をいう。

(イ) 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ロ) その他の淡水 (ア)、(イ) 以外の淡水であって(エ)の回収水にも属さないものをいう。例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいう。

(エ) 回収水 事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水をいう。回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかの有無は問わない。

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。

(イ) 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

(ロ) 製品処理用水・洗じょう用水 原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗じょう用に使用した水をいう。

(ハ) 冷却用水・温調用水 冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水をいう。

温調用水は工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水をいう。

(ニ) その他(飲料水、雑用水を含む) (ア)～(ハ) 以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいう。

② 海水用水量

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200ppm以上の水をいう。

(12) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

① 会社とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社をいう。

② 組合、その他の法人(以下、「組合・その他」という)とは、法律の規定によって法人格を認められた事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。

③ 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。

(13) 資本金額又は出資金額

平成18年12月31日現在で払込済みの資本金の額又は出資金の額である。

(14) 単位当たりの算式

① 1事業所当たり従業員数・製造品出荷額等・付加価値額

1事業所当たり従業員数＝従業員数(臨時雇用者を除く。以下同様)÷事業所数

$$1 \text{ 事業所当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$

1事業所当たり付加価値額＝付加価値額÷事業所数

② 1従業員当たり製造品出荷額等及び付加価値額

$$1 \text{ 従業員当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業員数}}$$

1従業員当たり付加価値額＝付加価値額÷従業員数

③ 常用労働者1人当たり現金給与総額

常用労働者1人当たり現金給与総額＝現金給与総額÷常用労働者数

3 産業分類等

(1) 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類に準拠(一部統合し使用しているものもある)している。

「大分類F－製造業に属する事業所」を、中分類(2桁)、小分類(3桁)、細分類(4桁)の3段階に分類している。各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の格付けを行うために設定した製造品分類(6桁)で分類している。

(2) 産業別に集計するための産業格付の方法は、次のとおりである。

ア 製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目番号(6桁)の上4桁で産業細分類を決定する。品目が複数の場合は、品目番号の上2桁(中分類)が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいものに決定し、その2桁(中分類)の中で、上記と同様の方法で3桁(小分類)、4桁(細分類)を決定し、最終的な産業格付とする。

イ 上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定するものがある。その産業とは、「中分類23－鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業(転炉・電気炉を含む)」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

(3) 統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業格付とは無関係に、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。

(4) 統計表中、「中分類19－プラスチック製品製造業(別掲を除く。)」の別掲は、〈別表1〉のとおり分類される。

(5) 結果の概説及び付表における産業名の略称については、〈別表2〉のとおりである。

(6) 日本標準産業分類の第11回改定(平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用)が実施された。この改定に係る集計方法等については以下のとおりである。

ア この改定により、旧小分類「新聞業」「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、新分類に置き換えて集計している。

イ この改定により、旧中分類「電気機械器具製造業」が、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」に分割されたため、新分類に置き換えて集計している。

ウ 平成13年以前の数値は、この分類改定に基づいて新分類に組み換えた結果を集計したものである。

4 符号等

- (1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」…… 表章単位未満(増減なし、0.5又は0.05未満)
 「-」…… 皆無又は該当数値なし
 「…」…… 不詳(未調査のため数値が得られないもの)
 「△」…… マイナスの数値
 「x」…… 秘匿数値

注： 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取り扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成16年の公表より従業者数の秘匿は行っていない。

- (2) 表示されている単位未満は、四捨五入している。そのため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

また、表中の製造品出荷額等及び付加価値額の増減数は、単位未満を四捨五入している数値を差し引きして算出している。このため、単位(円)の異なる表及び付表においては、上記の増減数が相違する場合がある。

5 その他

- (1) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。

- (2) 平成17年調査は、5年に1回の内訳調査年に当たっており、従業者10～29人の事業所についても、「有形固定資産」、「製造品在庫額、半製品及び仕掛品額」の調査をしている。付加価値額の算出は、従業者10～29人の事業所について、国では時系列を考慮して、前記2(9)②イの算式により粗付加価値額を計算しているが、東京都では、前記2(9)②アの算式により付加価値額を計算している。

このために、平成17年の付加価値額については、本報告書の14頁に掲載している「(5)全国と東京都の比較」では、国の公表値を用いて比較している。

(問い合わせ先)

東京都総務局統計部商工統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5321)1111(代) 内線25-581～587

ダイヤルイン 03(5388)2544

目 次

利用上の注意	1
結果の概説	
1 概 要	10
(1) 概 況	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
(4) 地域別の状況	
(5) 全国と東京都の比較	
2 事業所数	16
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
3 従業者数	17
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 従業者就業形態別の状況	
4 製造品出荷額等	19
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
5 付加価値額	20
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 付加価値率(従業者30人以上)	
6 現金給与総額	22
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
7 原材料使用額等	24
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 原材料率(従業者30人以上)	

8	生産額(従業者30人以上)	25
	(1) 生産額の推移	
	(2) 産業別の状況	
9	在庫額(従業者30人以上)	27
	(1) 在庫額の推移	
	(2) 産業別の状況	
	(3) 在庫率	
10	有形固定資産投資総額(従業者30人以上)	28
	(1) 投資額の推移	
	(2) 産業別の状況	
11	リース契約額及び支払額(従業者30人以上)	29
12	工業用地及び工業用水(従業者30人以上)	29
	(1) 工業用地	
	(2) 工業用水	

参 考 図

工業統計地図(従業者4人以上)	32
-----------------------	----

特 集	東京都における主な産業の推移	34
1	「印刷・同関連業」の推移	36
2	「輸送用機械器具製造業」の推移	46

付 表

1	都道府県別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	60
2	産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	62
3	従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	62
4	区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上)	64
5	産業中分類別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上)	66
6	従業者規模別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上)	66
7	区市町村別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上)	68
8	産業中分類別現金給与総額及び原材料使用額等(従業者4人以上)	70
9	従業者規模別現金給与総額及び原材料使用額等(従業者4人以上)	70
10	産業中分類別在庫額(従業者30人以上)	71
11	産業中分類別付加価値率、原材料率及び在庫率(従業者30人以上)	71

12	産業中分類別生産額、有形固定資産投資総額、リース契約額及びリース支払額 (従業者 30 人以上)……………	72
13	産業中分類別工業用地及び工業用水(従業者 30 人以上)……………	72
14	産業中分類別 1 事業所当たり敷地面積・総用水量(従業者 30 人以上)……………	73
15	産業中分類、従業者就業形態別従業者数(従業者 4 人以上)……………	74
16	年次、産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者 4 人以上)……………	74
17	年次、従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者 4 人以上)……………	76
18	年次、区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者 4 人以上)……………	77
19	区市町村、産業中分類別事業所数(従業者 4 人以上)……………	82
20	区市町村、産業中分類別製造品出荷額等(従業者 4 人以上)……………	84

統 計 表

第 1 表	産業細分類別統計表(従業者 4 人以上の事業所)……………	統一 2
第 2-1-a 表	産業小分類別統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一 28
第 2-1-b 表	産業小分類別統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一 36
第 2-2 表	産業小分類別統計表(従業者 4～29 人の事業所)……………	統一 44
第 3-1 表	産業中分類、従業者規模別統計表(従業者 4 人以上の事業所)……………	統一 52
第 3-2 表	産業中分類、従業者規模別統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一 60
第 4 表	区市町村、産業小分類別統計表(従業者 4 人以上の事業所)……………	統一 66
第 5-1-a 表	区市町村、産業中分類別統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一266
第 5-1-b 表	区市町村、産業中分類別統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一292
第 5-2 表	区市町村、産業中分類別統計表(従業者 4～29 人の事業所)……………	統一318
第 6-1 表	区市町村、従業者規模別統計表(従業者 4 人以上の事業所)……………	統一364
第 6-2 表	区市町村、従業者規模別統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一382
第 7 表	品目別統計表(従業者 4 人以上の事業所)……………	統一396
第 8-1 表	産業中分類、従業者規模別工業用地及び工業用水統計表 (従業者 30 人以上の事業所)……………	統一416
第 8-2 表	区市町村別工業用地及び工業用水統計表(従業者 30 人以上の事業所)……………	統一422
第 9 表	産業中分類、経営組織及び資本金階層別統計表(従業者 4 人以上の事業所)……………	統一424

付 録

工業統計調査規則……………	付- 2
工業調査票甲……………	付- 5
工業調査票乙……………	付- 7
統計資料 利用の御案内……………	付- 9
統計書の御案内……………	付-10

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区 分	事 業 所 数	従 業 者 数	現 金 給 与 総 額	原 材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 産 額	生 産 額	在 庫 額	リ ー ス 額	工 業 用 地	工 業 用 水	(掲 載 頁)
第 1 表	4 人 以上	産 業 細 分 類	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 2
第 2-1-a 表	30 人 以上	産 業 小 分 類	○	○	○	○	○	○	○							統- 28
第 2-1-b 表			○							○	○	○	○			統- 36
第 2 - 2 表	4 ～ 29 人		○	○	○	○		○								統- 44
第 3 - 1 表	4 人 以上	産 業 中 分 類 従 業 者 規 模	○	○	○	○	○	○	○							統- 52
第 3 - 2 表	30 人 以上		○							○	○	○	○			統- 60
第 4 表	4 人 以上	区 市 町 村 産 業 小 分 類	○	○	○	○	○	○	○							統- 66
第 5-1-a 表	30 人 以上	区 市 町 村 産 業 中 分 類	○	○	○	○	○	○	○							統-266
第 5-1-b 表			○							○	○	○	○			統-292
第 5 - 2 表	4 ～ 29 人		○	○	○	○		○								統-318
第 6 - 1 表	4 人 以上	区 市 町 村 従 業 者 規 模	○	○	○	○	○	○	○							統-364
第 6 - 2 表	30 人 以上		○							○	○	○	○			統-382
第 7 表	4 人 以上	品 目	○				○									統-396
第 8 - 1 表	30 人 以上	産 業 中 分 類 従 業 者 規 模	○											○	○	統-416
第 8 - 2 表		区 市 町 村	○											○	○	統-422
第 9 表	4 人 以上	産 業 中 分 類 資 本 階 級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				統-424